

制定 平成19年 8月 1日
改定 令和 6年10月 1日

大阪市身体障がい者等に関する交通機関乗車料金福祉措置実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市に在住する身体・知的障がい者等や精神障がい者の自立と社会経済活動への積極的な参加を促すため、大阪市と身体障がい者等に関する無料乗車証及び割引証制度に関する協定を結んだ交通機関の乗車料金の福祉措置（以下「福祉措置」という。）に係る無料乗車証及び割引証の交付事務の実施に関する必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この措置の実施主体は、福祉局及び健康局とし、精神障がい者に対する福祉措置は健康局 こころの健康センターが担い、その他の者に対する福祉措置は福祉局障がい者施策部障がい福祉課が担う。

なお、無料乗車証及び割引証の交付に関する事務は、各区役所福祉業務主管課（以下「福祉業務主管課」という。）において取り扱うこととする。

(用語の定義)

- 第3条 この要綱において「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者をいう。
- 2 この要綱において「知的障がい者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者並びに大阪市中央こども相談センター所長、大阪市南部こども相談センター所長、大阪市北部こども相談センター所長及び大阪市心身障がい者リハビリテーションセンター所長が発行する証明書の交付を受けている者をいう。
- 3 この要綱において「戦傷病者」とは、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者をいう。
- 4 この要綱において「原爆被爆者」とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者をいう。
- 5 この要綱において「精神障がい者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- 6 この要綱において「特別児童扶養手当受給世帯」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の規定により特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級に該当することにより支給さ

れるものに限る。)を支給されている世帯をいう。

(乗車証等)

第4条 本要綱において、市長が交付する乗車証は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、各種乗車証は券面記載の使用方法により使用しなければならない。

- (1) 介護人付無料乗車証（第8号様式）
- (2) 介護人付無料乗車証（単独乗車可）（第9号様式）
- (3) 単独用無料乗車証（第10号様式）
- (4) 乗車料金割引証（第11号様式）
- (5) 乗車料金割引証（券種限定）（第12号様式）
- (6) 介護人（単独用）無料乗車証（第13号様式）

(無料乗車証の交付要件)

第5条 別表の①に該当する者（本市域内に住所を有する者に限る。）に対し、介護人付無料乗車証を交付する。

- 2 別表の②に該当する者（本市域内に住所を有する者に限る。）に対し、無料乗車証を交付する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、「大阪市重度障がい者等タクシー料金給付事業実施要綱」に基づく重度障がい者等タクシー給付券の交付を受けている場合は、無料乗車証は交付しない。
- 4 「大阪市重度障がい者等タクシー料金給付事業実施要綱」第19条の規定により大阪市重度障がい者等タクシー給付券を無効として回収したときは、無料乗車証は交付しない。

(割引証の交付要件)

第6条 別表の③に該当する者（本市域内に住所を有する者に限る。）に対して割引証を交付する。

- 2 別表の④に該当する世帯の世帯主、又は父、母若しくは養育者（以下「世帯主等」という。）に対して1の割引証を交付する。ただし、世帯主等が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定により、保護を受けている場合は割引証を交付しない。

(交付の調整)

第7条 別に定める敬老優待乗車証及びこの要綱に基づく無料乗車証又は割引証の交付要件のいずれにも該当するときは、敬老優待乗車証又は無料乗車証若しくは割引証のいずれかを本人が選択することができる。

- 2 この要綱に基づく交付要件の2以上に該当するときは、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 第5条第1項及び第5条第2項の交付要件のいずれにも該当するときは、第5条第1項による介護人付無料乗車証を交付する。
 - (2) 介護人付無料乗車証又は無料乗車証の交付要件の2以上に該当する者に対しては、1の介護人付無料乗車証又は無料乗車証を交付する。

- (3) 割引証の交付要件の2以上に該当する者に対しては、1の割引証を交付する。
 - (4) 無料乗車証及び割引証の交付要件のいずれにも該当する者に対しては、無料乗車証を交付する。
 - (5) 別表の③の交付要件の2以上に該当する場合にあっては、同項列記の交付要件のうち先順位に掲げる要件に基づき1の割引証を交付する。
- 3 特別児童扶養手当受給者に基づく割引証の交付要件に該当する世帯主等が、割引証を使用できないときは、当該世帯に属する世帯員であって、世帯主が指定する者（12歳未満の者を除く。）に割引証を交付することができる。

（交付手続き）

第8条 無料乗車証又は割引証の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を提出するとともに次に掲げる書類を呈示しなければならない。

ただし、更新の場合にあっては、更新交付申請書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

- (1) 身体障がい者、戦傷病者又は原爆被爆者
身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳
 - (2) 特別児童扶養手当受給世帯
当該手当受給証明書
 - (3) 知的障がい者
療育手帳、大阪市中央こども相談センター所長、大阪市南部こども相談センター所長、大阪市北部こども相談センター所長もしくは大阪市心身障がい者リハビリテーションセンター所長が発行する証明書
 - (4) 精神障がい者
精神障がい者保健福祉手帳
- 2 前項の申請があったときは、申請書及び添付書類等により交付要件に該当していることを確認し、申請書の所定欄等に交付番号を記入のうえ、無料乗車証又は割引証を交付する。
- 3 介護人（単独用）無料乗車証の交付を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書により、福祉局障がい者施策部障がい福祉課に申請するものとする。なお、この申請による介護の対象となる者が、第9条第1項による単独乗車の申請があった者である場合は、常時介護人を必要とする事由について別記第5号様式により申し出なければならない。

（介護人付無料乗車証の交付を受けた者の単独乗車の取扱い）

第9条 介護人付無料乗車証の交付を受けた者のうち単独乗車が可能であり、かつ、単独乗車を希望する者から申請があったときは、別記第3号様式による申請書の提出を求め、当該乗車証の券面右上部にその旨を表示して交付することができる。

(無料乗車証又は割引証の有効期間及び更新期間)

- 第10条 無料乗車証又は割引証の有効期間は、4月1日から翌年3月末日までとする。
- 2 無料乗車証又は割引証（第14号様式除く）は、5年に1回更新するものとし、市長が定める期間内にその手続きを行うものとする。ただし、平成29年度以後新たに申請を行った者については、市長が定める期間内に更新手続きを行うものとする。

(無料乗車証又は割引証の返還)

- 第11条 無料乗車証又は割引証の交付を受けた者は、第5条又は第6条に定める要件に該当しなくなったとき、若しくは無料乗車証又は割引証が不要になったときは、直ちに無料乗車証又は割引証を返還しなければならない。
- 2 無料乗車証又は割引証の交付を受けた者が無料乗車証又は割引証を返還する場合は、別記第4号様式により届出るものとする。

(券種変更)

- 第12条 前条の規定により無料乗車証を返還した者であって、別に定める「大阪市重度障がい者等タクシー料金給付事業実施要綱」第4条の規定により重度障がい者等タクシー給付券又は重度障がい者等リフト付きタクシー給付券の対象である者は、当該年度中1回に限り、申請月の属する月から年度末までの月数に8枚を乗じた数のタクシー給付券の交付を受けることができるものとする。
- 2 前条の規定により無料乗車証を返還した者であって、敬老優待乗車証の対象である者は、当該年度中1回に限り、敬老優待乗車証の交付を受けることができるものとする。

(無料乗車証又は割引証の回収)

- 第13条 市長は無料乗車証又は割引証の交付を受けた者が、次の各号の一に該当した場合は、その旨を別記第6号様式により通知し、当該無料乗車証又は割引証を回収することができる。
- (1) 記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面の表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき
- (3) 有効期限を経過したのち使用したとき
- (4) その他不正の手段により使用したとき
- 2 前項に該当する無料乗車証又は割引証の使用を確認した交通機関においては、当該無料乗車証又は割引証を回収し、福祉局障がい者施策部障がい福祉課へ報告を行うものとする。
- 3 第1項により無料乗車証若しくは割引証を回収したとき又は別で定める「大阪市重度障がい者等タクシー料金給付事業実施要綱」第20条の規定により大阪市重度障がい者等タクシー給付券を無効として回収したときは、回収した旨を通知した日より1年間について、無料乗車証又は割引証の交付を停止する。

(無料乗車証又は割引証の再交付)

第14条 無料乗車証又は割引証は、第10条第1項に定める期間内において1度に限り申請に基づき再交付する。ただし、災害、盗難により喪失又は汚損した場合にあっては、再交付の回数を定めない。

2 無料乗車証又は割引証の再交付を受けようとする者は、別記第7号様式により申請書を提出する。

3 前項の申請があったときは、申請書又は添付書類等により交付要件に該当していることを確認し、申請書の所定欄等に交付番号を記入のうえ、無料乗車証又は割引証を交付する。

(無料乗車証又は割引証の保管及び交付状況の報告)

第15条 福祉業務主管課は、無料乗車証又は割引証の保管については厳重に注意し、当該乗車証の発行年度終了後速やかに福祉局所管担当に交付枚数等を報告する。

2 福祉業務主管課は、第1項に定める報告の内容を明らかにする申請書等証拠書類を整備し、当該乗車証の発行年度終了後1年間保管するものとし、福祉局所管担当から報告及び証拠書類の内容について照会のあったときはこれに協力する。

3 福祉業務主管課は、第11条の第1項に該当する者について、その返還状況を台帳管理し、返還しない者に対しては返還を求めるものとする。

(実施の細目)

第16条 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から実施する。

2 この要綱の制定時、現に発行している各「無料乗車証」及び「乗車割引証」は、それぞれこの要綱に規定するものとして取り扱う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条第3項の規定は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表

障がい種別		等級および割引種別	① 介護人付無料乗車証	② 無料乗車証	③ 割引証
身体障がい者		視覚障害	1級から3級および4級の1	—	4級の2、3および5級から6級
		聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	2級および3級	4級および6級
			平衡機能障害	—	3級および5級
		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	—	—	3級および4級
		肢体不自由	上肢	1級、2級の1、2	2級の3、4および3級から6級
			下肢	1級から3級 (※1)を含む	4級から6級 (※1)を除く
			体幹	1級から3級	5級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	3級から6級
			移動機能	1級から3級	4級から6級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害		心臓、じん臓、呼吸器または小腸の機能障害	1級、3級および4級	—	—
		ぼうこう又は直腸の機能障害	1級および3級	—	4級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害	1級から4級	—	—
知的障がい者		AおよびB1	—	B2	
精神障がい者		1級	2級	3級	
戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定に基づき戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表に規定する障がいの程度が次のもの		—	項症	款症	
その他		(※2)	(※3)	—	

(注)上記の障がい種別および等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(平成30年7月1日現在)によるものである。

(※1)下肢の4~7級の障がいの複合により下肢の等級が3級以上となっている者

(※2) ①介護人付無料乗車証	・12歳未満(12歳の小学校在学中の方を含む)の身体、知的、精神障がい者 ・大阪市で、身体障害者旅客運賃割引規則の1種として認める者
(※3) ②無料乗車証	・原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)第3条の規定に基づき被爆者健康手帳の交付を受けているもの ・身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者が通学、通勤、または社会福祉施設への通所に際し、その送迎のため特定区間について単独乗車を必要とする介護人。
④割引証	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の規定による、特別児童扶養手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令207号)別表第3の1級に該当することにより支給されるものに限る。)受給者。生活保護受給者は対象外。

大阪市身体障がい者等に関する交通機関乗車料金福祉措置申請書

大阪市長 あて

年 月 日

交通機関無料乗車証・割引証 の交付を申請します。

使用資格を失った時、不要になった時は各区保健福祉業務担当へ返還します。

申請者(対象者)	(フリガナ) 氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)
	住所	大阪市		
	電話番号	一 一	手帳・証書番号〔 〕	

70歳以上の方：敬老優待乗車証の交付（□無・□有→敬老優待乗車証の回収）

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 市外転入	<input type="checkbox"/> 券種変更	<input type="checkbox"/> タクシー⇒乗車証 <input type="checkbox"/> 敬老優待乗車証⇒乗車証 <input type="checkbox"/> 乗車証⇒乗車証 変更前券種(介付・介付(单可)・単独用・割引証・券種限定) <input type="checkbox"/> 旧券の旧券「旧券乗用」
-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---

使用目的 [□通勤 □通学 □その他] 更新時交付方法 [□郵送 □窓口 □卓上が必要]

受 領 欄

大阪市長 あて

年 月 日

交付番号 を受領しました。

氏名

処理	受付	審査	入力	確認	決裁	課長	課長代理	係長	係員

介護人(単独用)無料乗車証交付申請書

年 月 日

大阪市長あて

申請者 住 所 _____

(介護人)

氏名 _____

電話番号 _____

つぎのとおり、介護人(単独用)無料乗車証の交付を申請します。

	フリガナ 氏名	本人と の続柄	生年月日 (年齢)	職業等 (通勤・通学又は通所先)	介護人付無料 乗車証の番号
障がい者		本人	年 月 日生		※ 第 号
			(歳)		
	住 所			電話番号	
介護人			年 月 日生 (歳)		
乗車 区間	地下鉄	駅 駅間(経由)			
	バス	駅 駅間(経由)			

※原則として「介護人付無料乗車証【単独乗車可】」(磁気券)では交付できません。ただし、自立をうながす訓練や障がい特性(強いこだわり等)による事情等がある場合は、別途申立書を添えて申請してください。

通勤・通学(所)証明書

上記申請者、記載の介護人は、記名障がい者が当施設(社)に通勤・通学・通所する際に、介護するものであることを証明する。

年 月 日

証明者

所 在 地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

この証明書使用上の注意

- この証明書は、大阪市に在住する介護人付無料乗車証の交付を受けている者が通学・通勤又は社会福祉施設への通所のため、介護人を要する場合で、その介護人が無料乗車証の交付を受ける場合に限って使用できます。
- この証明書の有効期限は発行日から1ヵ月間です。

(第3号様式)

申 請 書

年 月 日

大 阪 市 長 あて

住 所

申請者

(対象者)

氏 名

(代理申請の場合)

代理人氏名

申請者との関係

現在、介護人付無料乗車証の交付を受けておりますが、特定の経路については、介護人なしでも乗車できるので、「単独乗車可」の取り扱いをされるよう申請します。

なお、単独で交通機関等を利用する際は、安全保持に一層留意します。

(第4号様式)

年 月 日

大阪市長あて

(申請者)

氏名_____

住所_____

電話番号_____

交通機関無料乗車証・割引証返還届

交通機関無料乗車証・割引証について、次のとおり返還します。

記

返還する理由

決 裁	課長	課長代理	係長	係員

受付印

(第5号様式)

申立書

年 月 日

大阪市長あて

介護人住所 _____

介護人氏名 _____

(本人との関係：)

介護人（単独用）無料乗車証の交付について、下記のとおり申し立てます。

- 本人は介護人付無料乗車証（単独乗車可）の交付を受けていますが、下記の理由により介護人が必要です。
- その他

送迎先：

送迎頻度（週、または月に何回）：

単独乗車の交付を受けている理由

送迎の際に介護人が必要な理由

(第6号様式)

年 月 日

様

大阪市長

交通乗車証等交付停止通知書

年 月 日 付けで交付した ()
(交付番号) について、下記の理由により本証を回収し、
以降の交付を停止します。

交付停止の理由

なお、この通知により交付停止の決定を受けたときは、原則として、通知日より1年間について、重度障がい者タクシー料金給付券及び交通乗車証等の受給資格を失うものとします。

(第7号様式)

年 月 日

大 阪 市 長 あ て

(申請者)

氏 名 _____

住 所 _____

交通乗車証等再交付申請書

次の事由により、交付を受けた（乗車証・割引証）の再交付を申請します。
なお、遺失、盗難により交通乗車証等の現物を添付出来ていない場合で、今後当該証が発見された場合は、速やかに返納します。

記

1 現在交付を受けている乗車証又は割引証

券種 ()
番号 ()

2 再交付申請事由

(1) 遺失

担当者確認欄	年 月 日 警察署確認 (受理番号) (確認者氏名)
--------	-------------------------------------

(2) その他

(災害等による場合は罹災証明書、盗難の場合は被害届(写)、汚損の場合は現物を添付)

3 事由発生日時場所

大阪市記入欄

紛失再交付手続きは年度内1回のみ
再交付番号

()

決 裁	課 長	課長代理	係 長	係 員

受 付 印

オモテ



ウラ

ご注意

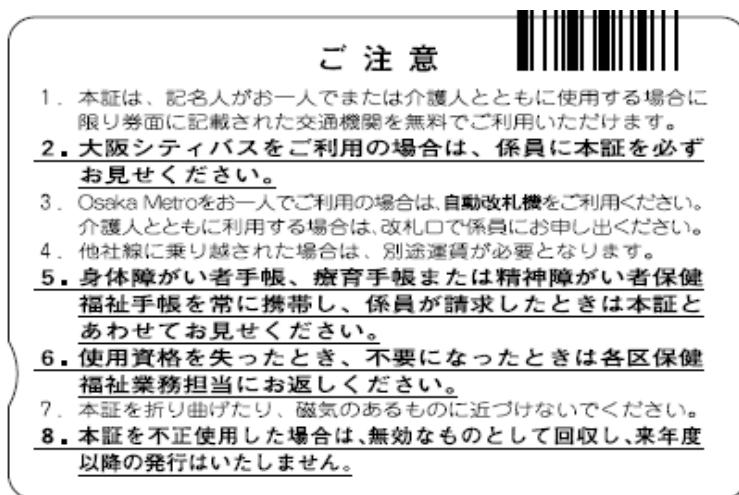
1. 本証は、記名人が介護人ともに使用する場合に限り券面に記載された交通機関を無料でご利用いただけます。
2. 大阪シティバスをご利用の場合は、必ず係員に本証をお見せください。
3. Osaka Metro をご利用の場合は、改札口で係員にお申し出ください。
4. 他社線に乗り越された場合は、別途運賃が必要となります。
5. 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を常に携帯し、係員が請求したときは本証と合わせてお見せください。
6. 使用資格を失ったとき、不要になったときは各区保健福祉業務担当にお返しください。
7. 本証を不正使用した場合は、無効なものとして回収し、来年度以降の発行はいたしません。

※有効期限は、発行年度ごとの4月1日から3月31日までの期間を記載する。

オモテ



ウラ

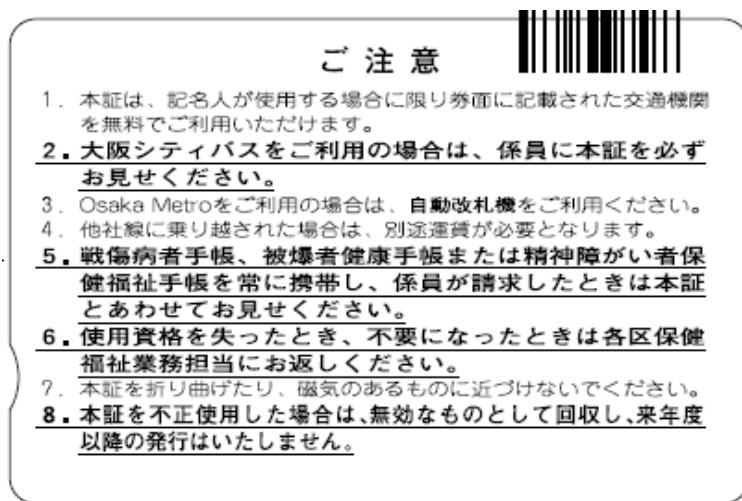


※有効期限は、発行年度ごとの4月1日から3月31日までの期間を記載する。

オモテ



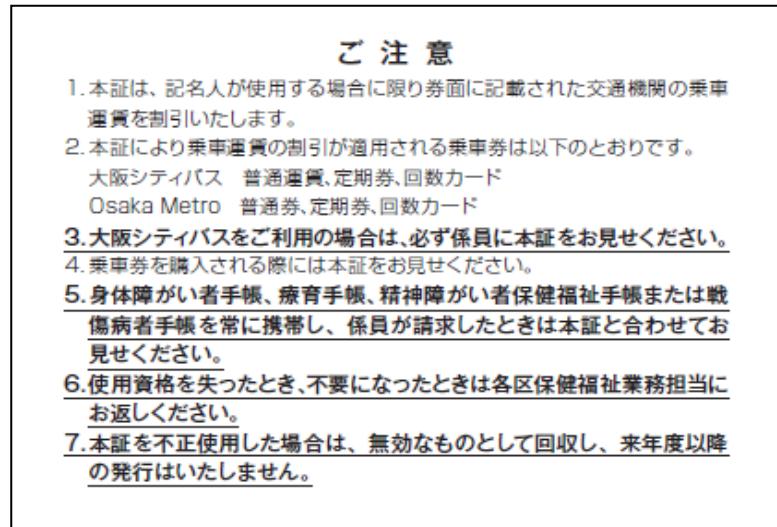
ウラ



※有効期限は、発行年度ごとの4月1日から3月31日までの期間を記載する。

オモテ

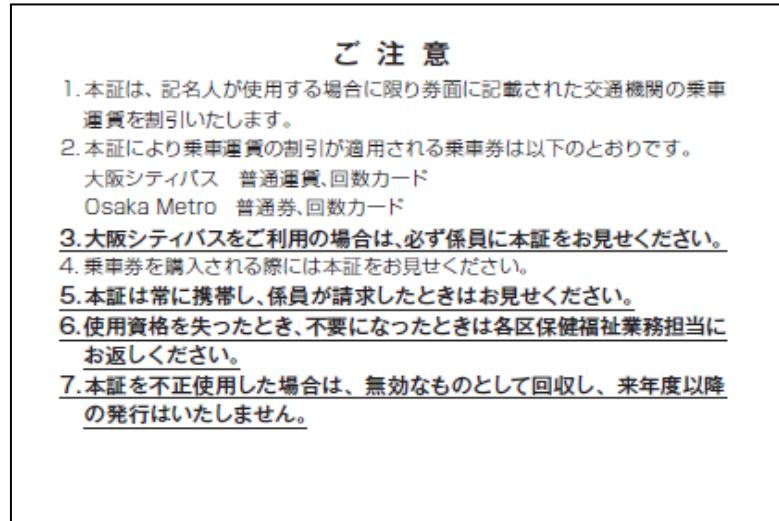
ウラ



※有効期限は、発行年度ごとの4月1日から3月31日までの期間を記載する。

オモテ

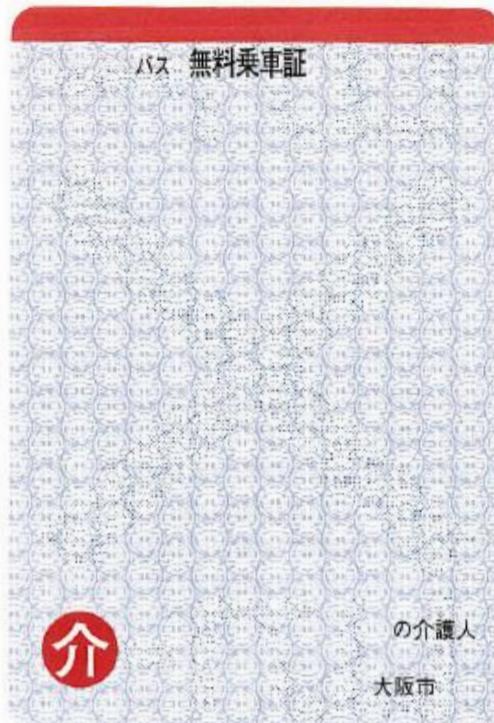
ウラ



※有効期限は、発行年度ごとの4月1日から3月31日までの期間を記載する。

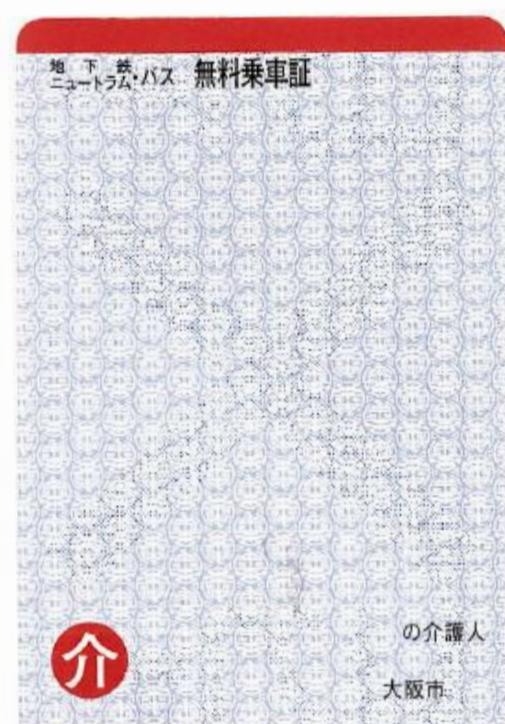
オモテ

ウラ



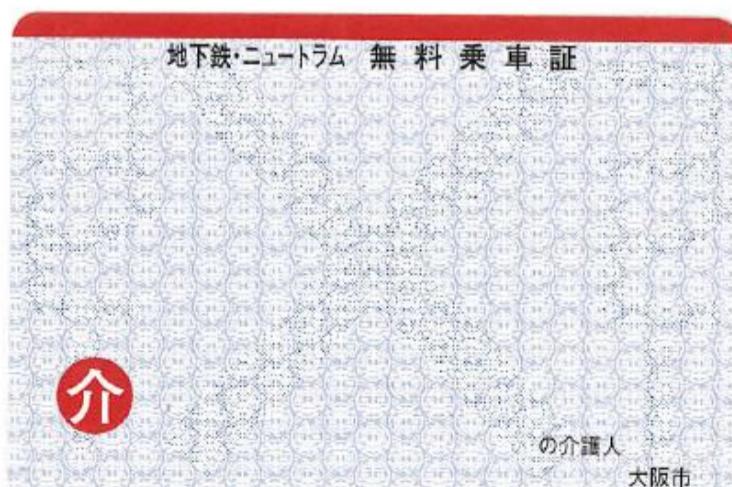
ご注意

1. 本証は、記名人が介護人付無料乗車証の所持者を送迎する場合に限り券面に記載されている区間を無料でご利用いただけます。
2. ご利用の場合は、係員に本証をお見せください。
3. 使用資格を失ったとき、不要になったときはただちにお返しください。
4. 本証を不正に使用した場合は、本証を無効なものとして回収し、来年度以降の発行はいたしません。



ご注意

1. 本証は、記名人が介護人付無料乗車証の所持者を送迎する場合に限り券面に記載されている区間を無料でご利用いただけます。
2. 大阪シティバスをご利用の場合は、係員に本証をお見せください。
3. 大阪地下鉄をご利用の場合は、自動改札機をご利用ください。
4. 係員が請求したときは、本証をお見せください。
5. 使用資格を失ったとき、不要になったときはただちにお返しください。
6. 本証を折り曲げたり、磁気のあるものに近づけたりしないでください。
7. 本証を不正に使用した場合は、本証を無効なものとして回収し、来年度以降の発行はいたしません。



ご注意

1. 本証は、記名人が介護人付無料乗車証の所持者を送迎する場合に限り券面に記載されている区間を無料でご利用いただけます。
2. 自動改札機をご利用ください。
3. 係員が請求したときは、本証をお見せください。
4. 使用資格を失ったとき、不要になったときはただちにお返しください。
5. 本証を折り曲げたり、磁気のあるものに近づけたりしないでください。
6. 本証を不正に使用した場合は、本証を無効なものとして回収し、来年度以降の発行はいたしません。

※有効期限は、発行年度ごとの4月1日から3月31日までの期間を記載